

[事案 25-106] 転換契約無効等請求

・平成 26 年 4 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

無断で契約転換や減額が行われたことを理由に、既払込保険料の返還と慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 9 月に契約した保険（契約①）が、平成 16 年 12 月には別の保険（契約②）へと無断で契約転換され、さらに、平成 17 年 5 月には無断で保険金を減額された。

いずれも、自分が全く知らない間に行われたものであるので、以下の対応をしてほしい。

- (1) 契約①が平成 25 年 5 月まで有効に継続し、同年 6 月に転換後・解約したとして差額保険料の精算。（主張①）
- (2) 慰謝料の支払い。（主張②）

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 取扱者が募集時・減額手続時の代筆等の不適切な取扱を認めていない。
- (2) 契約転換時に、申立人は契約成立に必要な面接確認を受けている。
- (3) 契約転換後に保険証券を送付しているが、特段申出なく契約が継続されている。
- (4) 契約内容に関するお知らせを年 1 回通知しており、保障内容が確認可能であったが、今まで申出がなかった。
- (5) 本減額時、契約②の証券を提出している。
- (6) 平成 21 年 5 月に改印および名義変更、指定代理請求特約の中途付加をしている。
- (7) 平成 25 年 6 月の転換まで、契約②を 8 年半継続している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 主張①について

(1) 本件転換について

- ① 申立人は、事情聴取において、本転換時の告知書の筆跡が自身のものであること、その際に面接士と面接したことを認めているが、申立人が知らない間に無断で行われたものであるはずなのに、自ら告知書を作成し、本人しか分からない既往症を詳細に告知している理由について、合理的な説明はなかった。
- ② 申立人は、本転換後送付されてきた保険証券を持っていたことを認めているが、自分が全く知らない保険契約の保険証券を持っている理由について、合理的な説明はなかった。
- ③ 契約②は口座振替扱であるが、申立人は銀行印を他人に貸与したことはないと述べており、口座振替依頼書には自ら銀行印を押捺したことになるが、全く知らない保険契約の保険料について、自ら口座振替依頼書に銀行印を押捺することは考えられない。
- ④ そうすると、本件転換での申込書の署名と印影を問題とするまでもなく、平成16年12月

の転換が申立人の意思にもとづき行われたことは疑いの余地がない（なお、申立人の意思にもとづくものであれば、署名・捺印の代行も法律上有効となる）。

(2) 本件減額について

- ①本減額も無断で行われたと主張しているが、平成21年5月の減額は自分の意思で行ったと認めており、契約②や本減額の有効性も前提とする（認める）行為と言わざるを得ない。
- ②また減額時にも、全く知らない減額請求の口座振替依頼書に自ら銀行印を押捺することは考えられない。
- ③減額請求書の署名と印影を問題とするまでもなく、本減額が申立人の意思にもとづき行われたことは疑いの余地がない。

2. 主張②について

上記1. のとおり、主張①が認められない以上、主張②も理由がなく、認められない。